

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年7月23日（令和7年（行情）諮問第838号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第673号）

事件名：尖閣諸島に関する行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定の補正依頼で教示されたもの以外の文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月18日付け情報公開第02450号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

本件請求に対する補正に関して諮問庁は、審査請求人が法22条に基づく「行政文書の特定に資する情報の提供」を求めたにもかかわらず応じていない。

よって不開示決定を取り消し、改めて情報提供を行うべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求

処分庁は、令和3年1月6日付けで受理した審査請求人からの本件対象文書の開示請求に対し、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分）。これに対して審査請求人は、令和3年2月20日付けで原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 本件審査請求に至る経緯

（1）審査請求人は、令和元年10月15日付けで「尖閣諸島の（不開示）

に関する国府側主張とわが国の立場について」（出典：2019-00312-0002-31-IMG）」という件名で情報公開請求を行った。処分庁は、同請求に対し法11条による開示決定期限の特例の適用を行った上で、対象文書が綴じられている可能性のあるファイル内を探索したが、該当する文書を確認できなかったため、不開示（不存在）とする決定を行った（令和2年10月14日付け情報公開第01427号）。

- (2) 上記(1)に関し、審査請求人は、令和2年10月19日付けで「対象文書が綴られている可能性のあるファイル内」（情報公開第01427号）に綴られていた文書の全て。」という件名で1件の情報公開請求を行った。しかし、対象となる行政文書ファイルは6冊あり、かつ、それぞれの行政文書ファイルは相互に密接な関連性を有するものではなく、請求を1件として扱うことはできなかったことから、処分庁は、審査請求人に対し、対象となる行政文書ファイルの一覧を提示した上で請求対象となる行政文書ファイルを絞り込む旨の補正依頼を行った（令和2年11月17日付け情報公開第1708号）。これに対し、審査請求人は6冊の行政文書ファイル全てを請求対象とし、開示請求を6件にする形で補正に応じた。
- (3) 更に、審査請求人は、令和2年11月20日付けで「尖閣諸島に関して綴られている行政文書ファイルのうち、補正依頼（令和2年11月17日付け情報公開第1708号）で教示された以外で該当するもの全て。」との件名で開示請求を行った。しかしながら、上記請求件名だけでは請求対象となる行政文書ファイルを特定することは困難であったため、処分庁は審査請求人に対し、請求対象となる行政文書ファイルを絞り込むよう求める旨の補正依頼を行った（令和2年12月7日付け情報公開第01852号）。これに対し審査請求人は、12月8日付けで、請求内容を「尖閣諸島の領有権問題に関する文書を綴った行政文書ファイルの名称が分かる文書（一覧のようなもの）。」に変更する旨回答越したが、依然として対象文書の特定が困難であったため、再度処分庁から審査請求人に補正依頼を行った（令和2年12月17日付け情報公開第01933号）が、補正の回答期限（令和2年12月21日）になっても審査請求人は補正に応じなかったため、処分庁は不開示（不存在）とする決定を行った。
- (4) 審査請求人は、令和3年1月6日付けで再び「尖閣諸島に関して綴られている行政文書ファイルのうち、補正依頼（令和2年11月17日付け情報公開第1708号）で教示された以外で該当するもの全て。」との件名で開示請求を行った。これに対し、処分庁は、上記(3)と同じ

趣旨で令和3年2月16日を回答期限として補正依頼を行った。同補正依頼に対し、審査請求人は、2月3日付けで「行政文書の特定に資する情報の提供」を求めてきたため、同月4日付けで処分庁から請求人に対し「電子政府の総合窓口」の行政文書管理簿URLを提供した。しかし、同日付けで審査請求人から、「行政指導（補正の依頼）」を終了するよう求める旨連絡越したため、処分庁は、審査請求人に補正手続を継続する意思がないと理解し、上記1のとおり不開示（不存在）とする原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査請求人は、処分庁の補正依頼に応じているので、「期限までに補正されず」という処分庁の認識は誤りである。」旨主張する（原文ママ）。しかしながら、本件開示請求にかかる補正をめぐる経緯は上記2（4）のとおりであり、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年7月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 令和8年9月17日 | 審議 |
| ④ 同年10月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求書の記載は行政文書を特定するに足りる事項の記載でなく、形式上の不備があり、相当な期間を定めて補正を求めたが、期限までに補正されず、対象文書の特定ができなかったとして、不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- （1）当審査会において、本件諮問書に添付された資料を確認したところ、原処分に至るまでの処分庁と審査請求人との間の求補正の経緯は、以下のとおりであることが認められる。

ア 別件開示請求1

(ア) 審査請求人は、令和元年10月15日、「尖閣諸島の（不開示）に関する国府側主張とわが国の立場について」（出典2019-00312-0002-IMG）。【裏面をご参照下さい】」に対する開示請求を行った。

(イ) 処分庁は、同年11月14日、法11条による特例延長（情報公開第01689号）を行った後、同年12月16日、「対象文書が綴じられている可能性のあるファイルを探索していますが、現時点で発見に至っていないため、不開示（不存在）としました。」とする先行不開示決定（情報公開第02005号）を行った。

(ウ) 処分庁は、令和2年10月14日、「対象文書が綴られている可能性のあるファイル内を探索しましたが、該当する文書を確認できなかったため、不開示としました。」とする後行不開示決定（情報公開第01427号）を行った。

イ 別件開示請求2

(ア) 審査請求人は、同年10月19日、上記ア（ウ）の行政文書不開示決定通知書を添付し、「対象文書が綴られている可能性のあるファイル内」（情報公開第01427号）に綴られていた文書の全て。【裏面をご参照下さい】」に対する開示請求を行った。

(イ) 処分庁は、同年11月17日、審査請求人に対し、上記（ア）の対象となるファイルは複数冊あり、相互に密接な関係を有しているとはいえないとした上で、情報公開第01427号において開示請求のあった文書が綴じられている可能性のあるファイル（当該文書を別添しているとする文書が含まれているファイル「尖閣諸島」（作成年月日1972年7月13日）の前後2年間までに作成された同一のファイル名称「尖閣諸島」のファイル）一覧を別添し、同一覧の中から必要となるファイルを選択し、ファイル1冊につき1件の請求として、それぞれの請求ごとの開示請求書にファイル名を明記するよう求める補正依頼（情報公開第1708号）を行い、6件のファイル名が記載された「別添」と題するメモを添付した。

(ウ) 審査請求人は、6件の開示請求とすることで補正に応じた。

ウ 別件開示請求3

(ア) 審査請求人は、同年11月20日、上記イ（イ）の「別添」と題するメモを添付し、「尖閣諸島に関して綴られている行政文書ファイルのうち、補正依頼（令和2年11月17日付け情報公開第1708号）で教示された以外で該当するもの全て。【裏面をご参照下さい】」に対する開示請求を行った。

(イ) 処分庁は、同年12月7日、審査請求人に対し、上記（ア）の対

象となるファイルは複数冊あり、相互に密接な関係を有しているとはいえないとした上で、開示を希望するファイルに関し、ファイル1冊につき1件の請求として改めて開示請求書を作成し、提出するよう求めるとともに、電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）のURLを記載して、検索の上、真に必要なとする行政文書ファイルに絞って請求するよう求める補正依頼（情報公開第01852号）を行った。

（ウ）審査請求人は、同月8日、開示請求文言を「尖閣諸島の領有権問題に関する文書を綴った行政文書ファイルの名称が分かる文書（一覧のようなもの）。」に変更する旨回答した。

（エ）処分庁は、同月17日、審査請求人に対し、「当初の請求が不特定の行政文書ファイルを対象としたものであったため、当方からは、貴殿が開示を希望するファイルに関し、ファイル1冊につき1件の請求として開示請求書を作成し、提出するよう要請していたものですが、同メールは請求内容自体を性質の異なる別の件名に変更するものであるため、当方としては、これを上記補正依頼に対する回答として受け取ることはできません。つきましては、改めて貴殿が開示を希望するファイルに関し、ファイル1冊につき1件の請求として開示請求書を作成し、提出するよう要請いたします。」とする補正依頼（情報公開第01933号）を行い、回答期限を同月21日とした。

（オ）処分庁は、同月21日、「行政文書開示請求書の形式上の不備（行政文書を特定するに足る事項の記載でなかったため）につき、相当な期間を定めて補正を求めましたが、期限までに補正されず、対象文書の特定ができなかったため、不開示（不存在）としました。」とする不開示決定を行った。

エ 本件開示請求

（ア）審査請求人は、令和3年1月6日、「尖閣諸島に関して綴られている行政文書ファイルのうち、補正依頼（令和2年11月17日付け情報公開第1708号）で教示された以外で該当するもの全て。」に対する開示請求を行った。

（イ）処分庁は、同年2月2日、審査請求人に対し、上記ウ（イ）と同趣旨の補正依頼（情報公開第02286号）を行い、回答期限を同月16日とした。

（ウ）審査請求人は、同月3日、「補正に応じますので、お手数ですが、法22条に基づく「行政文書の特定に資する情報の提供」をお願い申し上げます。なお情報提供に応じられない場合は、即座に開示決

- 定等手続をお進め戴きますようお願い申し上げます。」と回答した。
- (エ) 処分庁は、同月 4 日、行政文書の特定に資する情報の提供として、
e-Gov の URL を記載し、検索の上、必要とする行政文書ファイルを請求するよう求めたが、審査請求人は、同日、「貴室からの情報提供がないと理解致しました。」として、同日をもって補正の依頼を終了するよう回答した。
- (オ) 処分庁は、同月 18 日、「行政文書開示請求書の形式上の不備（行政文書を特定するに足りる事項の記載でなかったため）につき、相当な期間を定めて補正を求めましたが、補正されず、対象文書の特定ができなかったため、不開示（不存在）としました。」とする不開示決定（原処分）を行った。
- (2) 上記（1）の経緯を踏まえ、以下検討する。
- ア 本件開示請求書には、「尖閣諸島に関して綴られている行政文書ファイルのうち、補正依頼（令和 2 年 11 月 17 日付け情報公開第 1708 号）で教示された以外で該当するもの全て」と記載されている。
- イ 法 4 条 2 項は、「行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。そうすると、仮に、別件開示請求 1 の後行不開示決定（情報公開第 01427 号）の時に探索したファイルのうち、既に教示済みの 6 件以外のファイルが存在するのであれば、処分庁は、そのファイルの名称等を審査請求人に示すなど、審査請求人が求める文書の特定に資する情報の提供により、審査請求人の利益を図るべきであったと認められる。
- ウ しかしながら、原処分において、処分庁が行った情報提供とは、e-Gov の URL を教示したのみと認められる。
- そうすると、文書の特定に有用な情報は何ら提供されておらず、処分庁が行った情報提供は、文書の特定に必要であったとするファイルの名称を絞り込むためになされた適切なものとはいえないといわざるを得ない。
- よって、原処分について処分庁が行った求補正は、それが適切なものであったとは認め難く、文書不特定という形式上の不備を理由として不開示とした原処分は、処分に至る手続の不備により正当性を欠くものであるといわざるを得ない。
- エ したがって、本件開示請求については、開示請求者に対し、適切な情報提供を行った上で、開示を求める文書を特定するに足りる事項について補正を求め、改めて開示決定等をすべきであることから、開示

請求に形式上の不備があるとして不開示とした原処分は、取り消すべきである。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに、約4年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、審査請求人に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

尖閣諸島に関して綴られている行政文書ファイルのうち、補正依頼（令和 2 年 1 1 月 1 7 日付け情報公開第 1 7 0 8 号）で教示された以外で該当するもの
全て。